

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩竈市水道事業が一般競争入札(以下「入札」という。)により委託業務等の請負契約を締結しようとする場合において、低入札価格調査制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(令4水道部告示1・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において「低入札価格調査制度」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)を、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの調査(以下「低入札価格調査」という。)を行い、その調査の結果によっては当該最低価格入札者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内での他の者を落札者としてすることができる制度をいう。

(対象業務)

第3条 低入札価格調査制度の対象となる業務は、塩竈市水道事業委託業務等総合評価落札方式の試行に関する要綱(令和2年告示第12号)第3条に規定する総合評価落札方式の対象となる業務とする。

(令4水道部告示1・一部改正)

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(以下「調査基準価格」という。)を下回る入札が行われた場合に実施するものとする。

2 前2項の調査基準価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査制度による入札を行うときは、当該入札の公告に次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 低入札価格調査制度の適用があること。

(2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合における入札の終了方法及び落札結果の通知方法に関すること。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、入札後の低入札価格調査に協力すること。

(入札の執行)

第6条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は入札者に対して留保を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 水道事業の管理者(以下「管理者」という。)は、低入札価格調査を実施するときは、調査基準価格を下回る入札をした者から次に掲げる事項を調査することができる。この場合において、管理者が必要と認めるときは、次に掲げる事項を証する書類の提出を求めることができる。

(1) 入札価格積算の根拠に関する事項

(2) 業務計画及び労務、資材等に関する事項

(3) 本件業務の履行実績等に関する事項

(4) その他管理者が必要と認める事項

(落札者の決定)

第8条 管理者は、前条の規定による調査を行った場合は、当該調査について塩竈市工事請負業者等指名委員会規程(昭和57年庁訓第4号)第1条に規定する工事請負業者等指名委員会の審議を経て、落札者を決定するものとする。

(落札結果の通知等)

第9条 前条の審議を経て、最低価格入札者を落札者とする場合は、最低価格入札者に対して、落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者に対しては、最低価格入札者が落札者となった旨を通知するものとする。

2 前条の審議を経て、最低価格入札者を落札者とししない場合は、最低価格入札者に落札者とししない旨を通知し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者(以下この条において「次順位者」という。)を落札者とし、次順位者に対しては、落札者とする旨を通知するとともに、その他の入札参加者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札をした者である場合には、低入札価格調査を実施するものとする。

3 第7条から前項までの規定は、同項ただし書の規定による低入札価格調査について準用する。

(低入札価格調査の概要の公表)

第10条 管理者は、低入札価格調査を実施したときは、落札者との契約締結後に低入札価格調査の実施概要を公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和4年3月水道部告示第1号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。